

免許外教科担任制度

とりうる手段を尽くしてもある教科の免許状を保有する中学校、高等学校等の教員が採用できない場合の例外として、1年以内の期間を限り、都道府県教育委員会の許可により、当該教科の免許状を有しない教員が当該教科の教授を担任するもの。

<主な原因>

免許状所有者の不足が特定の教科に集中
教員の配置定数と授業時間数のバランス 等

年度	学校名	人数	免許外教科
令和 2 年度	明浜中学校	1 名	家庭科
令和 2 年度	城川中学校	2 名	家庭科 1 名・技術 1 名
令和 4 年度	明浜中学校	1 名	家庭科
令和 4 年度	城川中学校	1 名	家庭科
令和 5 年度	三瓶中学校	1 名	家庭科
令和 5 年度	明浜中学校	1 名	家庭科
令和 5 年度	城川中学校	1 名	家庭科
令和 6 年度	三瓶中学校	1 名	家庭科
令和 6 年度	明浜中学校	1 名	家庭科
令和 6 年度	野村中学校	3 名	家庭科 1 名・技術 1 名・美術 1 名
令和 6 年度	城川中学校	1 名	家庭科
令和 7 年度	三瓶中学校	1 名	家庭科
令和 7 年度	明浜中学校	1 名	家庭科
令和 7 年度	野村中学校	2 名	家庭科 1 名・美術 1 名
令和 7 年度	城川中学校	1 名	家庭科 1 名・技術 1 名